

審理員候補者名簿(財務部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
財務部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 財務部総務課の副課長の職にある者
財務部財政課が所掌する事務に係る処分等	1 財務部財政課の副課長、資金管理官又は財政企画官の職にある者 2 財務部総務課の副課長の職にある者
財務部税務課が所掌する事務に係る処分等	1 財務部税務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 財務部総務課の副課長の職にある者
財務部県政改革課が所掌する事務に係る処分等	1 財務部県政改革課の副課長の職にある者 2 財務部総務課の副課長の職にある者